

平成30年4月から

# 国保が 変わります

国民健康保険制度を維持するために、平成30年4月から市区町村（長万部町）とともに、**都道府県（北海道）が国保の財政運営の責任主体**となり、国保運営の中心的な役割を担います。

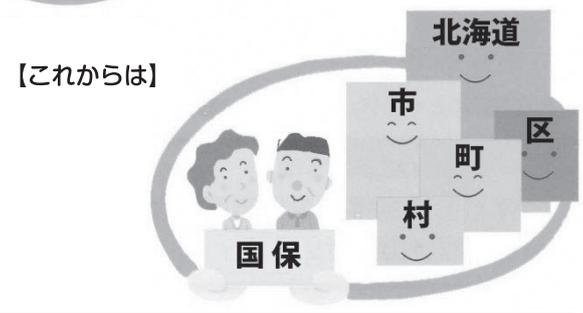
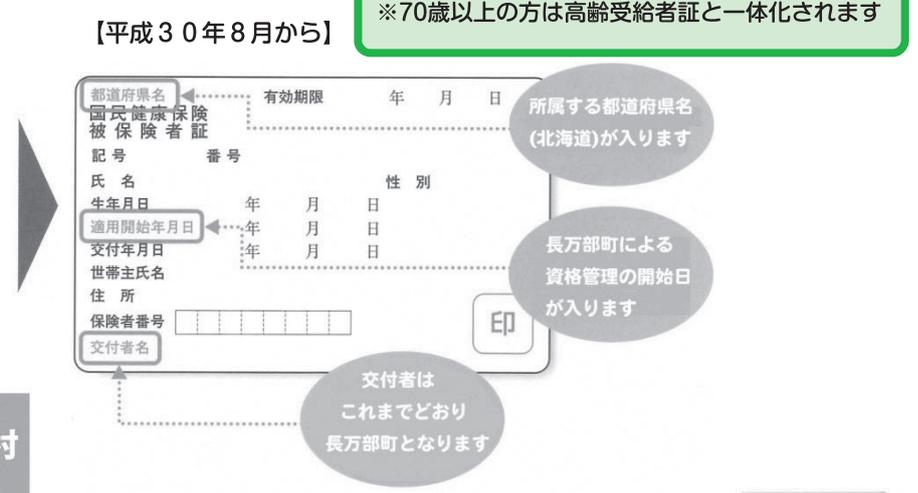
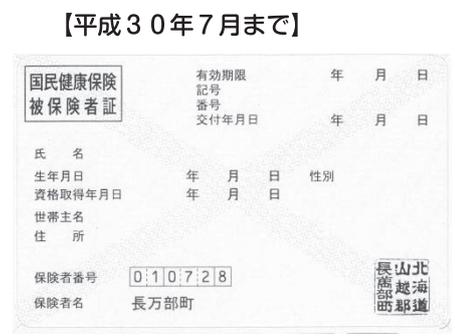
都道府県（北海道）と市区町村（長万部町）は、下記のように役割分担して国保の運営に当たります。

	都道府県（北海道）	市区町村（長万部町）
役 割	安定的な財政運営や効率的な事業等の実施について、中心的な役割を担います。	住民の身近な窓口として、保険証の発行や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。
資格管理	◎事務の効率化、標準化、広域化を推進	◎保険者証の交付など
保 険 税	◎市区町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ◎国保事業費納付金を決定	◎標準保険料率等を参考に保険税率を決定 ◎個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	◎給付に必要な費用を、全額市区町村に支払い ◎保険給付の点検	◎保険給付の決定、支給
保健事業	◎市区町村に対して、必要な助言・支援	◎健診やデータヘルス事業など、よりきめ細かい保健事業の実施

◎各種届出等の窓口は、これまでどおり**長万部町役場町民課**となります。

## 《保険者証の様式が少し変わります。》

※70歳以上の方は高齢受給者証と一体化されます



【お問い合わせ】 町民課戸籍医療年金係 ☎2-2453